

補助金ガイドライン

(令和7年4月1日改訂)

1 補助金ガイドライン

- (1) 市が補助金を交付する目的及び効果の確認が可能となる目標の設定を行うこと。

【人件費補助の場合の考え方】

- ・ 補助対象者の昇給等により補助金額を増額する場合は、当該者に対する人事評価を実施させるなどして目標の達成状況を明らかにするとともに、増額後の金額に見合うように目標の再設定を行うこと。

※ 団体における昇給等への関与を求める趣旨ではなく、成果や効果に見合った補助額でなければならないとするもの。

POINT

- ・ 全ての補助金について、目標値を設定すること。
- ・ 目標値については客観的に評価が可能な定量的数値目標が望ましいが、困難な場合は定性的目標でも可。

- (2) 具体的な補助対象経費を設定（市の予算体系であれば、消耗品費や土地建物借上料といった細節レベルを想定）すること。

【人件費補助の場合の考え方】

- ・ 補助対象者は、公募により採用された者であること。ただし、特別な資格や技能を有する者やパート職員にあっては、この限りでない。
- ・ 団体が補助対象者を新たに雇用し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ当該補助を所管する者（課長等）の承諾を得ること。
- ・ 特定個人の人件費単価を算定の根拠とせず、補助対象者に求められる職責等に応じ、市の職員の人件費（正規職員は各職階の平均額、パート職員は単価）を基準とすること。

※ 例えば、定型的な事務を行うのであれば「パート職員級」、事業の企画立案やスタッフの管理を行う場合であれば「統括主査級」など、補助の目的等に照らし、市の職員に置き換えた場合の職階を決定する。

※ 団体から補助対象者への給与に関与する趣旨ではなく、成果や効果に見合った補助額とすることで、異なる補助団体間における均衡を確保するもの。

- ・ 補助の目的等に応じ、補助対象とする時間数（日数、月数）を設定すること。手当

等を含む給与全体を補助対象とする場合は、市の直接雇用や委託（請負）としない理由を明確にすること。

- ・ 給与全体を補助対象とする場合にあっては、時間外勤務手当は含めないこと。

※ 特定の活動等を対象とした事業費補助でないことから正規の勤務時間を対象とするもので、団体における時間外勤務手当の支給を妨げるものではない。

POINT

- ・ 全ての補助金について具体的な補助対象経費を設定すること。
- ・ 慶弔費、交際費、食糧費など、公益性があると言い難いと判断される経費は補助対象外とする。
- ・ 人件費・報償費・旅費などにおいて本市の水準を超過する場合は、本市における水準を限度とする。

- (3) 補助率は、補助対象経費の50%以下を基準とし、補助率によらず定額による補助を行う（行っている）ものにあつては、その根拠を明確にするとともに、対象経費換算で補助率を想定し、その率が50%以下となるよう金額を設定することを基準とする。なお、基準によらず50%を超えて補助をする場合はその理由を明確にするとともに、その効果を「補助金の交付状況に係る調書」に明示すること。

【人件費補助の場合の考え方】

- ・ 50%を超える補助率とする場合は、市の直接雇用や委託（請負）としない理由を明確にするとともに、補助対象者に対する人事評価を補助団体に実施させ、目標の達成状況を明らかにすること。

POINT

《補助率50%以上が認められる例》

- ・ 補助対象事業が本市にとって必要不可欠であり、実施主体における自主財源が不足し、本市からの財政的支援により事業実施が可能と認められる場合
- ・ ニーズや緊急性が特に高いと認められ、補助目的の早期実現が求められる場合

- (4) 補助の終期を設定することを基準とする。なお、基準によらず終期の設定を行わない場合はその理由を明確にするとともに、3年毎に補助制度の検証を実施し、その継続について判断すること。

【人件費補助の場合の考え方】

- ・ 必ずしも任期の設定を行う必要はないが、補助対象者が退職するまでとするのは認めない。ただし、パート職員にあつては、この限りでない。

※ 既設の補助金にあつて、現実的には補助対象者の退職までの支弁が見込まれる場合は、債務負担行為の設定による予算の担保を行うこととし、この場合は、書面により相手方との合意形成（協定など）を行うことが好ましい。（５年後までは～に対して～円の補助を行う、など）

POINT

- ・ すべての補助金について、終期の設定もしくは３年ごとの検証を行うこと。
- ・ 検証では、目標値の達成状況、費用対効果の確認など総合的に実施し、補助制度の見直し、廃止を含めて検討すること。

- (5) 公募により交付先を選定することを基準とする。なお、基準によらず特定の者を対象とする場合は、公募によらない理由を明確に示すこと。

POINT

- ・ 公募にあたっては、広報、市ホームページ、SNS などを活用し、十分な周知を図ること。
- 《公募によらない理由の例》
- ・ 補助対象事業が本市にとって必要不可欠であり、特定の者しか事業の実施主体になり得ない場合。
 - ・ 公益的観点から特定の団体を育成する必要がある場合。
 - ・ 国や県の補助制度により補助対象者が限定される場合。

2 補助金ガイドラインの適用等について

- ・ 令和７年度以降に新設する補助金は、このガイドラインに則ったものとする。
- ・ 既設の補助金は、令和７年度中に、このガイドラインへの適用状況を確認し、確実に適合させること。（段階的な実施は認められない。）
- ・ 予算査定（ヒアリングを含む。）において、このガイドラインへの適否（既設の補助金は検討状況等を含む。）を説明すること。
- ・ このガイドラインの達成状況については、必要に応じて議会等への公表を実施する。